呉市税条例及び呉市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成28年3月31日

呉市長 小 村 和 年

呉市条例第50号

呉市税条例及び呉市都市計画税条例の一部を改正する条例 (呉市税条例の一部改正)

第1条 呉市税条例(昭和25年呉市条例第33号)の一部を次のように改正する。 第39条中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康 安全機構」に改める。

第53条の6第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

(呉市都市計画税条例の一部改正)

第2条 呉市都市計画税条例(昭和32年呉市条例第3号)の一部を次のように改 正する。

第2条第2項中「第12項まで」の次に「, 第22項」を加え, 「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで, 第33項又は第34項」に改める。 附則第2条から第6条まで及び第8条中「第20項」を「第19項」に改める。 附則第12条中「若しくは第42項」を「, 第42項若しくは第45項」に, 「第30項から第33項まで」を「第34項」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第2条 第1条の規定による改正後の呉市税条例(以下「新市税条例」という。) の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に ついて適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例によ る。
- 2 新市税条例第53条の6第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の呉市都市計画税条例の規定は、平成28年度 以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税に ついては、なお従前の例による。